

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

北海道条例第77号

昭和30年11月21日

最終改正 令和5年3月17日条例第26号（施行～令和5年4月1日）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

（趣旨）

第1条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）の規定に基づき、風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び深夜における飲食店営業の規制等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

（風俗営業の営業制限地域）

第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域（北海道公安委員会が、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認めて指定するものを除く。）とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域

(2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートルの区域内的の地域

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

イ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域に設置されているものを除く。第10条第1項において「病院」という。）

ウ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有しないもの及び都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域又は商業地域に設置されているものを除く。第10条第1項において「診療所」という。）

エ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

オ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

2 前項の規定は、3月以内の期間を限って営む営業又は移動して営む営業に係る営業所で北海道公安委員会規則で定めるものについては、適用しない。

（風俗営業の営業時間の特例）

第4条 法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

2 法第13条第1項第1号の特別な事情のある日として条例で定める日は地域の祭典等の日であって北海道公安委員会が指定する日（以下「指定日」という。）とし、同号の当該事情のある地域として条例で定める地域は当該地域の祭典等が行われる地域として北海道公安委員会が指定する地域（以下「祭典地域」という。）及びその他の地域であって次項の規定により指定された地域とする。

3 法第13条第1項第2号の午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域として条例で定める地域は、接待飲食等営業及びまあじゃん屋について都市計画法

第2章の規定により定められた商業地域のうちで大規模な繁華街を形成している地域であって、良好な風俗環境を保全するために支障がないと認めて北海道公安委員会が指定する地域とする。  
(風俗営業の営業時間の制限)

第4条の2 法第2条第1項第4号の営業(まあじゃん屋を除く。)を営む風俗営業者は、午前0時から午前1時まで、午前6時後午前9時前及び午後11時から翌日の午前0時前の時間(祭典地域における次の各号に掲げる日に関し当該各号に定める時間を除く。)においてその営業を営んではならない。

- (1) 指定日の初日の前日 午後11時から翌日の午前0時前の時間
- (2) 指定日(最終日を除く。)午前0時から午前1時まで及び午後11時から翌日の午前0時前の時間
- (3) 指定日の最終日 午前0時から午前1時までの時間

2 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午前0時から午前1時までの時間(祭典地域における指定日に関し午前0時から午前1時までの時間を除く。)においてその営業を営んではならない。

(風俗営業に係る騒音及び振動の規制)

第5条 法第15条の条例で定める騒音の数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値を超えない範囲内において北海道公安委員会規則で定めるものとする。

2 法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。ただし、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があると認めて北海道公安委員会規則で定める地域においては、50デシベルとする。

(風俗営業者の遵守事項)

第6条 風俗営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業中において、営業所の出入口又は廊下(営業所の出入口と客室との間又は客室間を連絡するものに限る。第11条の6第1号において同じ。)に施錠をし、又はさせないこと。
- (2) 営業の用に供する家屋又は施設(営業所を含む。第5号及び第11条の6第4号において「営業用家屋等」という。)に客を宿泊させ、又は寝具を客に使用させないこと(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて営む旅館業を兼業する場合を除く。)
- (3) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。
- (4) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (5) 営業用家屋等において、法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。

第7条 削除

(遊技場等営業者の遵守事項)

第8条 法第2条第1項第4号の営業(まあじゃん屋を除く。)を営む風俗営業者は、第6条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。
- (2) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。

(3) 営業所で客に飲酒をさせないこと。

2 前項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、まあじゃん屋を営む風俗営業者について準用する。

3 第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者について準用する。この場合において、第1項第3号中「させないこと」とあるのは、「させないこと（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営む飲食店営業を兼業する場合を除く。）」と読み替えるものとする。

（ゲームセンター等に係る営業所への年少者の立入りの制限）

第9条 法第2条第1項第5号の営業を営む風俗営業者は、午後6時後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。ただし、保護者が同伴する16歳未満の者については、この限りでない。

（店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等）

第10条 法第28条第1項の条例で定める施設は、病院、診療所及び博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設をいう。）並びにその他の施設でその周辺における善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があるものとして北海道公安委員会が指定するものとする。

2 法第28条第1項に定めるもののほか、店舗型性風俗特殊営業は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地域においては、これを営んではならない。

(1) 法第2条第6項第1号若しくは第2号の営業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第5条に規定する営業  
北海道内全域

(2) 法第2条第6項第3号又は第5号の営業 別表第2に掲げる地域以外の地域

(3) 法第2条第6項第4号の営業のうち、個室に自動車の車庫が個々に接続する施設であって次のいずれかに該当する構造設備を設けて営むもの 別表第3に掲げる地域以外の地域

ア 個室に接続する車庫（2以上の側壁（カーテン、ついたて等を含む。）及び屋根を有するものに限る。以下同じ。）の出入口が扉等によって遮へいできるもの

イ 車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられているもの

ウ 個室と車庫とが専用の通路によって接続しているものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの

(4) 法第2条第6項第4号の営業のうち、前号に規定する営業以外のもの 都市計画法第2章の規定により定められた商業地域以外の地域

（受付所営業の禁止地域等）

第10条の2 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第1項の条例で定める施設は、前条第1項に規定する施設とする。

2 法第31条の3第2項の規定により適用する法第28条第1項に定めるもののほか、受付所営業（法第31条の2第4項に規定する受付所営業をいう。）は、北海道内全域においては、これを営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域等)

第10条の3 法第31条の13第1項において準用する法第28条第1項の条例で定める施設は、第10条第1項に規定する施設とする。

2 法第31条の13第1項において準用する法第28条第1項に定めるもののほか、店舗型電話異性紹介営業は、北海道内全域においては、これを営んではならない。

(店舗型性風俗特殊営業の深夜における営業時間の制限)

第11条 法第28条第4項に規定する店舗型性風俗特殊営業は、深夜(午前0時から午前6時までの時間をいう。次条、第11条の4第3号、第12条第1項及び第13条において同じ。)において営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の深夜における営業時間の制限)

第11条の2 店舗型電話異性紹介営業は、深夜において営んではならない。

(性風俗関連特殊営業の広告宣伝制限地域)

第11条の3 法第28条第5項第1号口の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 法第2条第6項第1号若しくは第2号の営業又は政令第5条に規定する営業 北海道内全域
- (2) 法第2条第6項第3号又は第5号の営業 別表第2に掲げる地域以外の地域
- (3) 法第2条第6項第4号の営業 都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域

2 法第31条の3第1項及び法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号口の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

- (1) 法第2条第7項第1号の営業 北海道内全域
- (2) 法第2条第7項第2号の営業又は同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業 別表第2に掲げる地域以外の地域

3 法第31条の13第1項及び法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号口の条例で定める地域は、北海道内全域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第11条の4 法第31条の23において準用する法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、第4条第3項の規定により指定された地域とする。ただし、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲100メートルの区域を除く。

- (1) 医療法第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所(患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)
- (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所(深夜において保育を実施するものに限る。)、幼保連携型認定こども園(深夜において保育を実施するものに限る。)、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)

(特定遊興飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

第11条の5 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める騒音の数値は、別表第1の

左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜に係る数値を超えない範囲内において北海道公安委員会規則で定めるものとする。

2 法第31条の23において準用する法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。

(特定遊興飲食店営業者の遵守事項)

第11条の6 特定遊興飲食店営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業中において、営業所の出入口又は廊下に施錠をし、又はさせないこと。
- (2) 営業所で卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をし、又はこれらの行為をさせないこと。
- (3) 客の求めない飲食物を提供しないこと。
- (4) 営業用家屋等において、法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営み、又は営ませないこと。
- (5) 著しく射幸心をそそるような行為をし、又はさせないこと。

(深夜における飲食店営業に係る騒音及び振動の規制)

第12条 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める騒音の数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、同表の右欄に掲げる深夜に係る数値を超えない範囲内において北海道公安委員会規則で定めるものとする。

2 法第32条第2項において準用する法第15条の条例で定める振動の数値は、55デシベルとする。ただし、良好な風俗環境を保全するため、特に静穏を保持する必要があると認めて北海道公安委員会規則で定める地域においては、50デシベルとする。

(深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域)

第13条 法第2条第13項第4号に規定する酒類提供飲食店営業は、都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域においては、深夜において、これを営んではならない。ただし、北海道公安委員会が善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要がないと認めて指定する地域については、この限りでない。

(風俗環境保全協議会の設置地域)

第14条 法第38条の4第1項の条例で定める地域は、第4条第3項の規定により指定された地域とする。

(告示)

第15条 北海道公安委員会は、第3条第1項、第4条第2項及び第3項、第10条第1項並びに第13条ただし書の規定により指定する場合には、告示しなければならない。

(北海道公安委員会への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、北海道公安委員会規則で定める。

附 則 (略)

別表第1（第5条、第11条の5、第12条関係）

地 域	数 値		
	昼 間	夜 間	深 夜
1 都市計画法第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
2 都市計画法第2章の規定により定められた商業地域、工業地域又は工業専用地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
3 1及び2に掲げる地域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
備考			
1 「昼間」とは、午前6時後午後6時前までの時間をいう。			
2 「夜間」とは、午後6時から午前0時前の時間をいう。			
3 「深夜」とは、午前0時から午前6時までの時間をいう。			

別表第2（第10条、第11条の3関係）

札幌市中央区の南4条（南4条通り以南の地域に限る。）、南5条及び南6条のそれぞれ西2丁目及び西5丁目の地域

別表第3（第10条関係）

札幌市中央区の南4条（南4条通り以南の地域に限る。）、南5条及び南6条のそれぞれ西2丁目から西5丁目までの地域